

基労管発0329第1号

基労補発0329第2号

基労保発0329第1号

平成25年 3月29日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災管理課長

補償課長

労災保険業務課長

療養及び休業補償給付の支給決定等の通知方法の変更について

標記については、平成24年12月25日付基労管発1225第1号・基労補発1225第1号・基労保発1225第1号「労働者災害補償保険法第8条の2第1項第2号の規定に基づく休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部改正について」記の3（4）において支給決定通知書による周知が開始されるまでの間、同通達に基づき労働基準監督署（以下「署」という。）において休業給付基礎日額減額対象者への通知を行うこととし、今後の取扱いを別途通知することとしていたところである。

今般、支給決定通知書の様式を平成25年4月1日に変更することとしたため、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 支給決定通知書の修正等について

(1) 修正内容

本省より通知する支給決定通知（以下「本省通知」という。）については、別紙1のとおり休業スライド、年齢階層別最低限度額、最高限度額等の内容を追記し、不服申

立等の教示文の文字を大きくする修正を行った。また、一部不支給案件等の署からの通知（以下「署通知」という。）については別紙2のとおり修正するとともに、休業スライド等の説明事項については別紙3のとおり新たに様式を作成したところ。

（2） 支給決定通知書の送付方法

本省通知については、別紙1のとおり本省から通知する。署通知については、休業給付基礎日額の減額対象者だけでなく、全通知対象者に対し別紙2・別紙3の2枚を封書へ封入し、請求者に通知すること。

なお、不支給・一部不支給事案に係る支給決定通知については、従前の取扱いのとおり簡易書留郵便により送付することに留意すること。

2 対象者への周知について

これまで、休業給付基礎日額が減額改定となる対象者へは署において対象者を確認し、個別に周知してきたところであるが、平成25年4月1日から支給決定通知により行うこととし、対象者の確認及び個別の周知を行うことは要しないこととする。

なお、今後も窓口等において照会等あれば懇切丁寧に説明すること。

3 その他

署通知（別紙2・3）については、印刷物を追って各労働局あて別紙4のとおり発送することを申し添える（3月末予定）。

休業・費用 支払振込通知書（圧着）表面

休業・費用 支払振込通知書（圧着）裏面

郵便はがき

000-0000

〒13970 08 保

重要書類

差出人
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務課
〒177-0044
東京都練馬区上石神井4-8-4

ご案内は両面にあります。
矢印の方向へゆっくりに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

表記についての説明事項

労働者災害補償保険
休業（補償）給付
(1)支給決定通知

請求人	被保人氏名	給付等の種類	3
支給決定金額	保険給付額	215,320	
	特別支給金額	¥215,320	
期間	平成24年10月1日	平成24年10月31日	
	から	まで	
算定基礎	給付基礎日額	スライド率(%)	支給日数
	4,000	120	30
	5,000	123	
厚生労働省労働基準局			

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を表記のとおり決定したので通知します。
平成××年△月□□日
〇〇〇労働基準監督署 印

1. 給付等の種類
1...休業補償給付・休業特別支給金
2...休業給付・休業特別支給金
3...休業給付・休業特別支給金
4...休業給付・休業特別支給金
5...休業給付・休業特別支給金
6...休業給付・休業特別支給金
7...休業給付・休業特別支給金
8...休業給付・休業特別支給金

2. 支給決定金額
労働給付額は、給付基礎日額の100%（休業日数
特別支給金は、給付基礎日額の20%（休業日数
（いずれも1日当たり・円未満は切捨てとなります。）

3. 算定基礎
休業（補償）給付の算定の基礎となる給付基礎日額は、原則として災害
発生日の前3ヶ月の賃金総額より算定する1日当たりの賃金額をい
います。ただし、賃金総額が0円未満の場合は0と見做して算定する
場合、その算定額に応じて増加又は減少（スライド）されます。ま
た、スライド後の額が最低賃金に満たない場合はその額が、さら
に、労働時間1年0ヶ月を超過した場合は、労働に、労働時間の最
短限度、最高限度が適用されます。
※1 スライド率適用の方法はスライドが適用されています。
※2 最低賃金、最低限度、最高限度については、毎年8月に見直
され決定される場合があります。

4. 給付期間
（一）給付申請期間...労働災害による休業の場合に労働基準法、原
則として200日を超過しません（労働保険の日当り給付額が100円）。
（二）特別支給期間...同一の事由により厚生年金等の他の年金を併給
している場合には、原則として給付額から一定率の削減を行ってま
す。
（三）特別支給期間...特別支給期間とは、休業の発生日から
3日間のことで、この間の休業（補償）給付及び休業特別支給金は支
給されません。

〇 この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、表記の労働基準監督署まで
照会してください。

〇 (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合に
は、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督
署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいま
す。）に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の
翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して
再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3ヶ月を経過しても決
定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後
に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）再審査請
求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起す
ることができます（裁決があった日から1年を経過した場合はできません。）
ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求
についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、いづれかに該当するときは、
審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行
又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審
査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、いづれかに該
当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができ
ます。

(2)支払振込通知

支払（振込）金額	¥999,999
振込先 金融機関 店名	郵便局 上石神井支店
振込種別	普通預金
番号	4801-04120101012345678910

所在地
官署
〇〇〇労働基準監督署
9999-9999-9999

本通知内容について不明な点は、上記に記載
された労働基準監督署へ照会してください。

上記の支払金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振込の手続きをいたしましたので通知します。
平成××年△月□□日
官署 厚生労働省労働基準局 印



401

労働者災害補償保険
療養・休業補償給付等
支給決定・不支給決定 通知

請求人 氏名				給付 種類	
支給決定金額	保険給付額				
	特別支給金額				
期 間	から		まで		
算定基礎	給付基礎日額	スライド率(%)	支給日数		
減額 及び 不運 支給 理由	一部負担金相当額				
	厚年等調整減額	年金			
番号					

郵
局
は
が
き

様

年 月 日

あなたが請求・申請された保険給付・特別支 所在地
給金を表記のとおり決定したので通知します。

官署名

労働基準監督署長 

このはがきは、支給及び変更決定のお知らせです。支給
決定した方への支払日のお知らせは、別途の通知となります。

減額及び不支給決定の理由

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

療養・休業補償給付等支給決定通知・不支給決定通知の説明事項

1. 給付等の種類欄

- 1…休業補償給付・休業特別支給金
- 2…未支給の休業補償給付・未支給の休業特別支給金
- 3…休業給付・休業特別支給金
- 4…未支給の休業給付・未支給の休業特別支給金
- 5…療養補償給付たる療養の費用給付
- 6…未支給の療養補償給付たる療養の費用給付
- 7…療養給付たる療養の費用給付
- 8…未支給の療養給付たる療養の費用給付

2. 支給決定金額欄

保険給付額は、給付基礎日額の $60/100 \times$ 休業日数特別支給金額は、給付基礎日額の $20/100 \times$ 休業日数（いずれも1日当たり・円未満は切捨てとなります。）
受任者私の場合は委任先に振込みます。

3. 算定基礎欄

休業（補償）給付の算定の基礎となる給付基礎日額は、原則として災害発生日の直前3ヶ月の賃金総額により算定する1日当たりの賃金額をいいます。ただし、賃金水準が四半期で10%を超えて変動があった場合、その変動率に応じて増加又は減少（スライド）されます^{※1}。

また、スライド後の額が最低保障額に満たない場合はその額が、さらに、療養開始後1年6ヶ月を経過した場合は、同様に、年齢階層別の最低限度額、最高限度額^{※2}が適用されます。

※1 スライド率欄が空欄の方はスライドが適用されていません。

※2 最低保障額、最低限度額、最高限度額については、毎年8月に見直し改定される場合があります。

4. 減額理由欄

「一部負担金相当額」…通勤災害による休業の場合に初回請求時、原則として200円が控除されます（健康保険の日雇特例被保険者の場合は100円）。

「厚年等調整減額」…同一の事由により厚生年金等の他の年金を併給している場合には、原則として給付額から一定率の調整を行っています。

「待期間を控除してあります」…待期間とは、休業の最初の日から3日間のことで、この間の休業（補償）給付及び休業特別支給金は支給されません。

所要数

局署名	所要数 (箱 : 1箱500部)
北海道	28
青森	6
岩手	7
宮城	12
秋田	1
山形	7
福島	9
茨城	1
栃木	6
群馬	9
埼玉	24
千葉	22
東京	77
神奈川	26
新潟	11
富山	5
石川	3
福井	1
山梨	1
長野	20
岐阜	4
静岡	11
愛知	43
三重	6
滋賀	5
京都	16
大阪	39
兵庫	11
奈良	5
和歌山	2
鳥取	3
島根	2
岡山	6
広島	9
山口	8
徳島	5
香川	7
愛媛	6
高知	5
福岡	7
佐賀	4
長崎	10
熊本	1
大分	6
宮崎	2
鹿児島	7
沖縄	1
合計	507